

## 法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	[制 度] 建設局管理部自転車対策課（06-6615-6683） [撤去作業] 各工営所（別紙参照）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	各工営所（別紙参照）
事務の名称	放置自転車等の撤去
事務の概要	道路に置かれ、かつ、所有者又は利用者が離れて直ちに移動することができない状態にある自転車及び原動機付自転車（以下「放置自転車等」という。）であって、交通に支障を生じ、市民の安全で快適な生活環境を著しく阻害していると認められるものを撤去する。
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1. （1）の措置を講じる基準</p> <p>1. （1）の措置の内容</p>
	<p>1. （2）の措置を講じる基準</p> <p>ア. 放置禁止区域内の放置自転車等について 放置禁止区域内の道路上に放置されている自転車等に撤去する旨を記載した警告文を貼付した後、所有者又は利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態が確認された場合</p> <p>イ. 放置禁止区域外の場所の放置自転車等について 放置禁止区域外の道路上に放置されている自転車等に撤去する旨を記載した警告文を貼付した後、当該自転車等が7日間以上継続して放置されている場合</p> <p>1. （2）の措置の内容</p> <p>放置自転車等を撤去し、撤去場所付近に撤去日や保管場所等を明示した公示文を貼付し、放置自転車等を保管所へ搬送する。</p>

	<p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. (1) の措置を講じる基準及び内容</p>
<p>根拠法令等 及び条項</p>	<p>大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例 第2条第1項第6号 第10条 第11条</p> <p>大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則 第4条</p>
<p>備考</p>	<p>撤去した放置自転車等については、本市が設置する保管所において保管期限を20日間と定めて保管しており、保管期限内に当該放置自転車等の所有者又は利用者から引取の申し出があった場合に限り、当該利用者等への返還を行っている。保管期限内に引取の申し出がなかった場合には、競争入札による売却処分を行っている。</p>

(別紙)

## 工営所連絡先一覧

工営所	担当区	連絡先
中浜工営所	都島区、旭区、城東区、鶴見区	06-6969-2656
田島工営所	天王寺区、東成区、生野区	06-6751-5000
津守工営所	大正区、浪速区、西成区	06-6567-6495
市岡工営所	中央区、西区、港区	06-6576-0761
住之江工営所	住之江区、住吉区	06-6686-0434
平野工営所	阿倍野区、東住吉区、平野区	06-6705-0102
海老江工営所	北区、福島区、此花区、西淀川区	06-6462-1437
十三工営所	淀川区、東淀川区	06-6306-1881